

2021

Marine Bank Report

マリンバンクレポート



JF マリンバンク

Marine Bank 北海道信漁連

札幌市中央区北3条西7丁目1番地

☎ 011(241)0261

北海道信用漁業協同組合連合会

発行 令和3年7月

JF マリンバンク 北海道信漁連

●●● JFマリンバンクとは ●●●

「JFマリンバンク」とは、JFマリンバンク会員【信用事業を営む漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫】および全国漁業協同組合連合会がメンバーとなり、「マリンバンク安心システム」を運営する全国ネットの金融グループの名称です。

北海道におけるJFマリンバンク会員数は、信用事業実施漁協（JF）68、北海道信用漁業協同組合連合会1の合計69となっています。
（令和3年3月31日現在）

目次

● ごあいさつ	1
● 経営方針	2
● 経営環境・主な業績	3
● JFマリンバンクの取組み	5
● JFマリンバンクのネットワーク	6
● コンプライアンス態勢	7
● リスク管理態勢	8
● 金融ADR制度への対応	10
● 漁業者等の経営改善のための取組み	10
● 役員等の報酬体系	12
● 地域の活性化に関する取組み	13
● トピックス	14
● 事業の御案内	16
● 手数料一覧	18
● 当会の組織	19
● 沿革・歩み	20
● 資料編	21

○本誌は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
○計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。



浜に生きる人たちの幸せのために



ごあいさつ

日頃よりJFマリンバンク北海道信漁連をご利用頂き、心よりお礼申し上げます。

当会は、北海道の漁協系統の一員として、昭和24年の設立以来、一貫して「浜に生きる人たちの幸せのために」を基本理念とし、協同運動の精神と報徳思想に根ざした事業展開を漁協と共に進め、歩んでまいりました。

これからも北海道の漁業振興と地域経済の一助となるよう、全力を尽くしていく所存であり、そのためにも、会員・利用者の皆様の信頼を得られるようJFマリンバンク基本方針の遵守を通じた「あんしん体制（信用事業安定運営責任体制）」を強固なものとし、今後とも健全で効率的な事業運営に努めてまいります。

国内経済に甚大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、漁業者等の資金繰り支援のため、各種コロナ対策資金を創設したほか、既往貸付金の償還の円滑化等に努めました。今後も、行政及び関係機関と連携しながら、金融支援を継続していきます。

当会の経営方針、業務内容、業務成績等を纏めた「マリンバンクレポート2021」を作成致しましたので、ご覧頂き、皆様の当会に対するご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

今後とも、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

代表理事会長 深山 和彦

経営方針

当会は、自らが健全で効率的な事業運営を行うとともに、会員である北海道の漁業協同組合（以下、「漁協」といいます。）が抱える様々な経営課題に対応するための取組みとして「第18次中期計画（令和元年度からの3カ年計画）」を策定し、具体的な課題の解決に取り組んでおります。

また、当会においては、道内漁協に対する指導・支援・補完機能の更なる充実と会員還元の確保に努めてまいります。

◆ 第18次中期計画の基本方針

浜・漁協に 出向く 体制強化

業務運営体制の効率化を実施し、貸出を軸とした浜に出向く体制の強化に取り組んでまいります。

会員還元・ 自己資本 対策実施

長期化する低金利下にあっても現状の再預け利ざや（0.2%）を堅持し、かつ安定的な還元の維持に努めます。

また、資金運用の増加と将来的な規制強化を見据え、必要な自己資本対策を実施致します。

健全性確保 貯金者保護

マリンバンク基本方針に基づく各種モニタリングや推進・相談等の日常業務を通じ、課題の早期発見および経営改善指導に努めてまいります。

経済・金融環境

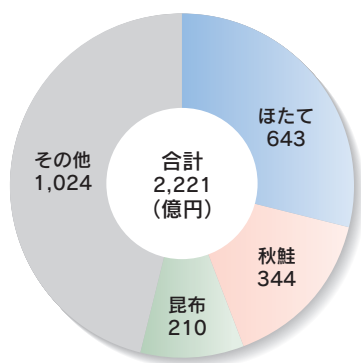
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、外出の自粛・イベントの中止など経済活動の縮小・停滞により、国内経済は甚大な影響を受けております。

また、国内金融機関は、日本銀行によるマイナス金利政策など、依然として厳しい金融環境が続いており、収益確保に向けた新たなビジネスモデルの構築が求められております。

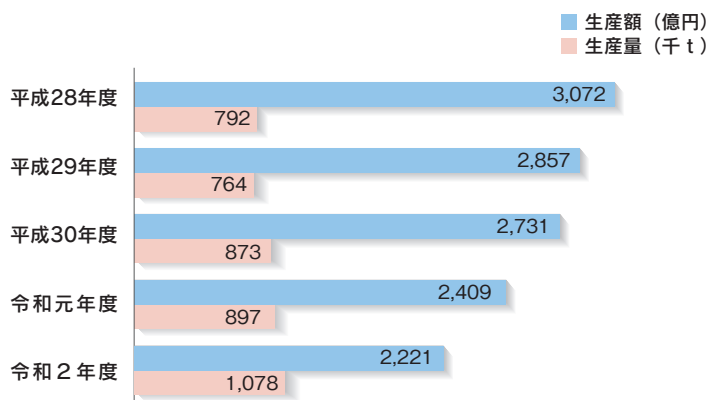
北海道の漁業環境

昨年度水揚の総体数量は、前年を若干上回ったものの、新型コロナ禍の影響により、高級魚種などを中心に魚価が低調に推移したことから、総体水揚金額は前年を下回る2,221億円と大変厳しい年となりました。中でも、本道漁業の太宗魚種である帆立は、前年度を150億円下回る結果となりました。

道内漁協組合員の主要魚種別生産額



道内漁協組合員の漁業生産量及び生産額の推移



主な業績

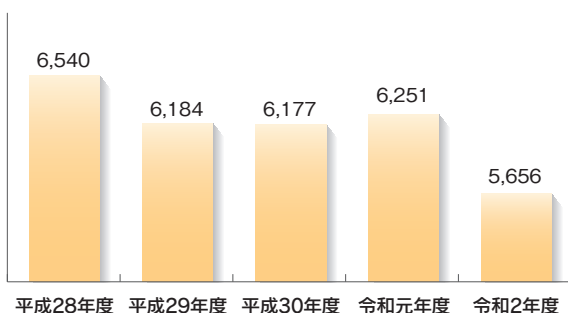
損益の状況

令和2年度収支は、漁協組合員・役職員、マリンバンク推進委員の皆さまのご理解とご協力により、経常利益7億9千3百万円、当期剰余金5億4千1百万円を計上致しました。

なお、当期剰余金から当会会員に対し、出資配当2億5千9百万円（配当率2.5%）及び事業分量配当3億9千万円を実施致しました。

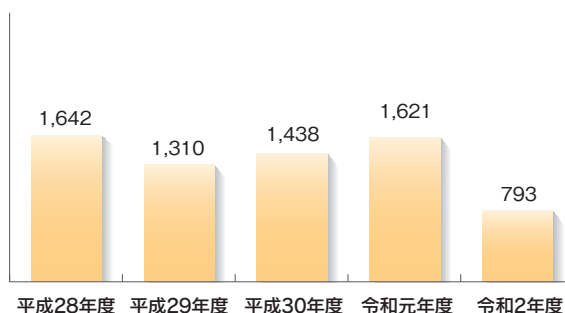
経常収益（単体ベース）

（単位：百万円）



経常利益（単体ベース）

（単位：百万円）

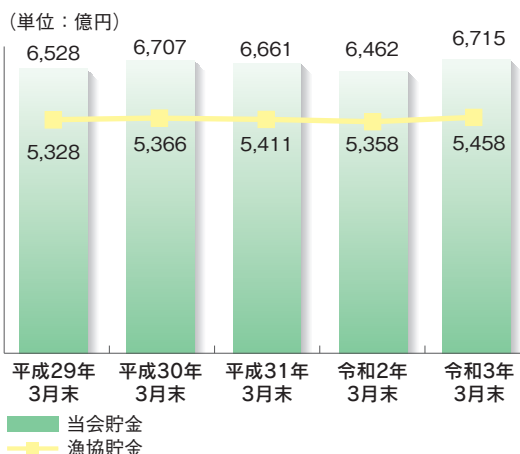


貯金

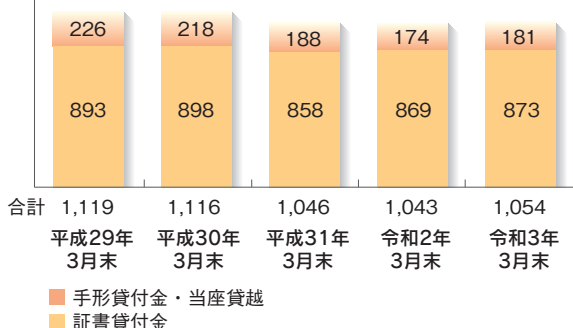
各種推進活動は、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮し、実施しました。

「春・JF女性連特別運動」では、マリンバンク推進委員や女性部と連携して、積立貯金を推進し、秋の「第61回全道漁協みな貯金運動」では、社会貢献型懸賞付定期貯金「海の子応援マリンちゃん定期」を重点的に推進しました。

貯金残高は、令和3年3月末時点で6,715億円と前年を上回る実績になりました(前年対比+253億円)。



(単位：億円)



貸出金

新型コロナ禍に伴う金融支援として、関係機関と連携し、漁業者と漁協の経営維持を目的とした実質無利息・保証料負担無しの短期運転資金や、漁業者向けの低利な長期運転資金を創設しました。

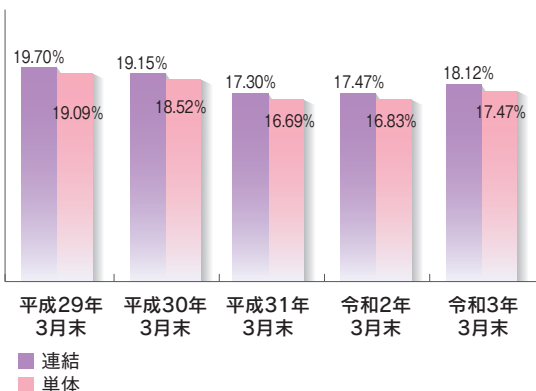
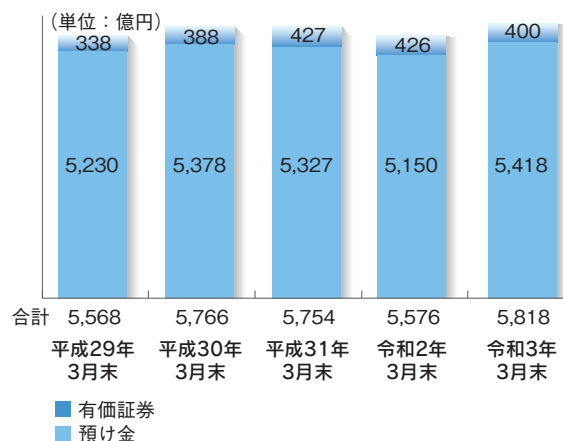
また、生活関連資金につきましては、マイカー・マイホームなどを対象とした、懸賞付きローンキャンペーンを実施しました。

貸出金残高は、令和3年3月末時点で1,054億円(前年対比+11億円)となりました。

余裕金 (預け金・有価証券)

金利リスク等に配慮しながら流動性及び利回りの確保を図り、効率的な余裕金の運用に努めました。

有価証券残高は、令和3年3月末時点で400億円(前年対比△26億円)となり、預け金残高は、5,418億円(前年対比+268億円)となりました。



自己資本比率

将来的な自己資本規制強化等に備えるため、後配出資金(28億5千万円)を受入れた結果、令和3年3月末における当会の自己資本比率は、連結ベース(連結子会社数2社)で18.12%、単体ベースで17.47%となりました。

JFマリンバンクの取組み ~利用者の皆さまの安心のために~

JFマリンバンクでは、改正再編強化法に基づき制定された「JFマリンバンク基本方針」の遵守を通じ、健全で効率的な信用事業を運営するための「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」の構築・強化に努めております。

また、JFマリンバンクは、貯金者保護の仕組みとして、国の公的な制度である「貯金保険制度」に加入しています。万一、JFマリンバンクが経営破綻し、貯金の払い戻しができなくなった場合などに、皆さまの貯金を一定の範囲内で保護します。なお、この仕組みは、銀行等が加入している「預金保険制度」と基本的に同じものです。

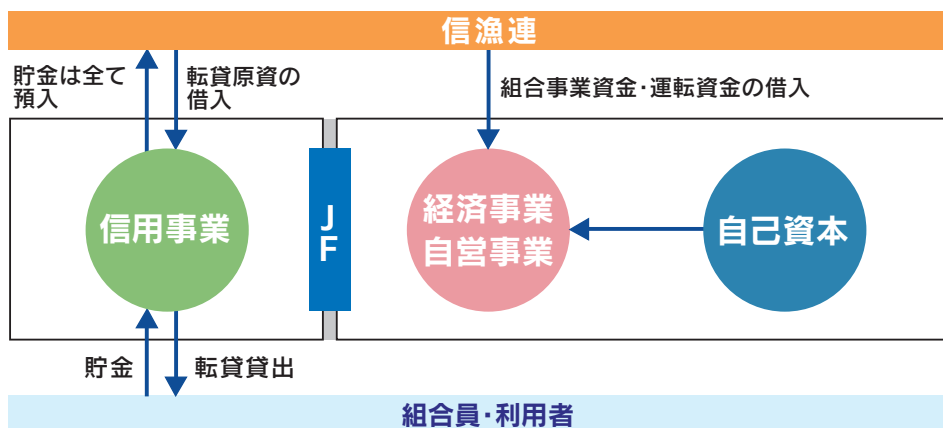
JFマリンバンク運営の仕組み



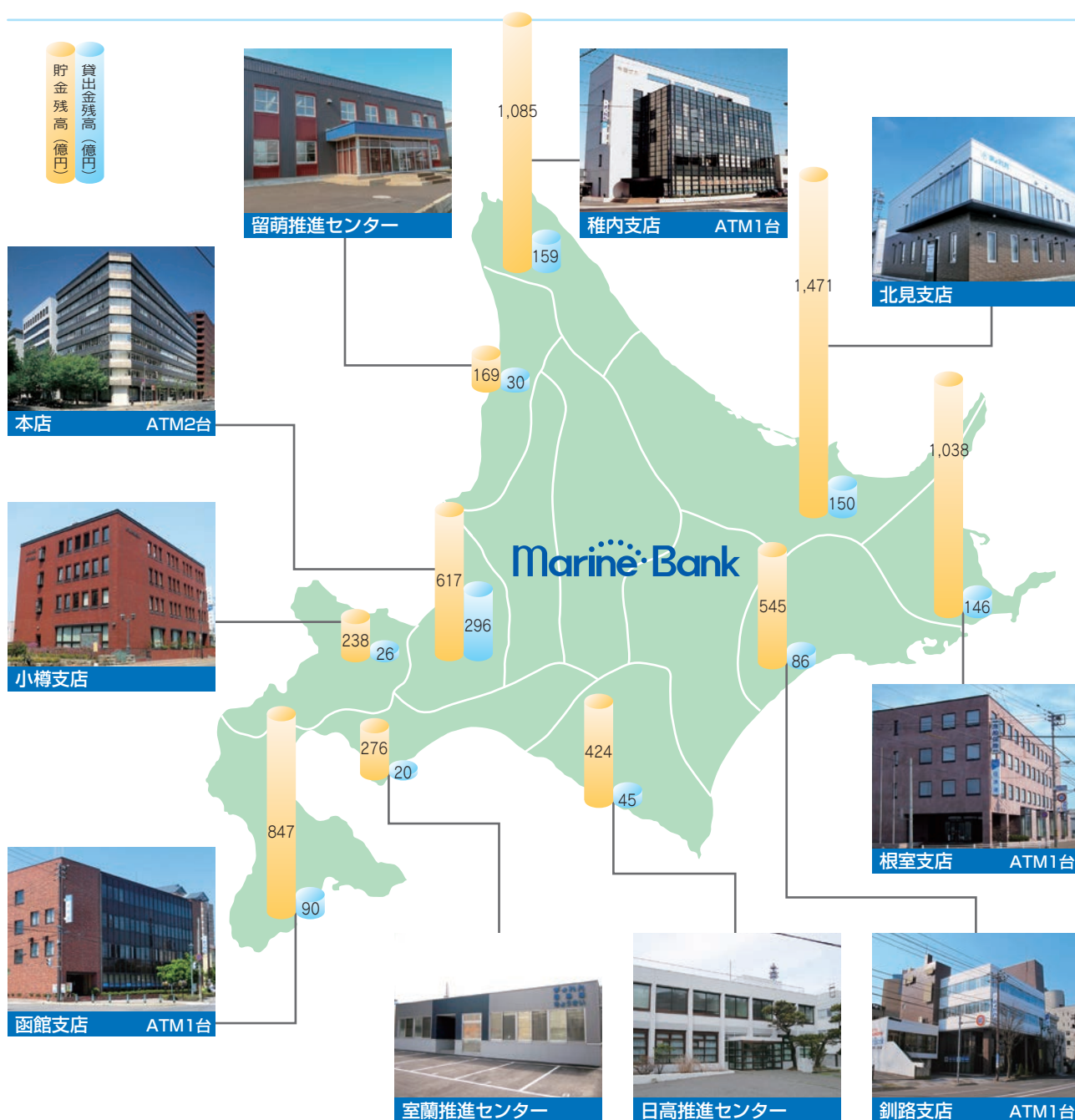
再預け転貸方式について

利用者の皆さまからお預かりした大切な貯金を適切に保護するため、JFマリンバンクの業務運営に信漁連が関与する仕組みを構築することで、信用事業にかかるリスク管理態勢を補強しております。

再預け転貸方式の基本モデル



JFマリンバンクのネットワーク (令和3年3月31日時点)



店舗一覧			
店舗名	管轄漁協数	所在地	代表電話番号
本店	-	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	TEL(011)241-0261
小樽支店	8漁協	小樽市港町4番3号	TEL(0134)25-5131
函館支店	14漁協	函館市豊川町11番9号	TEL(0138)23-1237
室蘭推進センター	5漁協	室蘭市東町3丁目19番4号	TEL(0143)43-7111
日高推進センター	3漁協	浦河郡浦河町浜町浦河港埋立地	TEL(0146)22-2381
釧路支店	8漁協	釧路市南大通1丁目3番7号	TEL(0154)41-0275
根室支店	8漁協	根室市海岸町1丁目2番地	TEL(0153)22-3851
北見支店	10漁協	紋別市本町3丁目2番15号	TEL(0158)24-3178
稚内支店	9漁協	稚内市中央4丁目18番1号	TEL(0162)23-3932
留萌推進センター	3漁協	留萌市明元町5丁目15番地	TEL(0164)42-0587

※ 推進センターは、管轄漁協を中心とした貯蓄・融資推進や各種相談・指導等に特化した業務を行う当会の店舗であり、金融機関店舗としての窓口機能は有しておりません。なお、各センターにおける貯金・貸出金残高は、本店勘定の残高ではありますが、各管内に振り分けて表示しております。
 ※ 当会の業務(資金の貸付け、貯金等の受入れ、手形の割引、為替取引)に関する契約の締結の代理又は媒介を行う者(特定信用事業代理業者)はおりません。
 ※ 各店舗の貯金・貸出金残高(令和3年3月末時点)は、単位未満を切り捨てて表示しております。

コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

企業の遵法経営が強く求められる時代にあつて、特に信用を生命とする金融機関においては、より高いレベルでの遵法経営が求められております。

当会では、全役職員が例外なく守るべき基本原理である「倫理憲章」並びに遵守すべき法令等の解説などをまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。

また、各部門においては、コンプライアンス推進や教育研修活動に関する取組み事項として、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定、実践するとともに、原則半期ごとに会長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し、当会のコンプライアンス態勢全般に関する事項の検討・審議を行っております。

当会は、自らの基本的使命や社会的責任を果たし、社会からの信頼を確保していくために、役職員一人ひとりが不断の努力を行い、経営の健全性確保と透明性の高い組織風土の構築を目指しております。

倫理憲章の基本5原則

1. 当会の基本的使命と社会的責任

当会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識するとともに、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、会員・利用者並びに地域社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

創意と工夫を活かした質の高い金融サービス等の提供を行い、道内漁協系統信用事業を支援することにより連合会としての役割を十全に発揮していくとともに、地域経済・社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

水産業協同組合法や定款をはじめとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

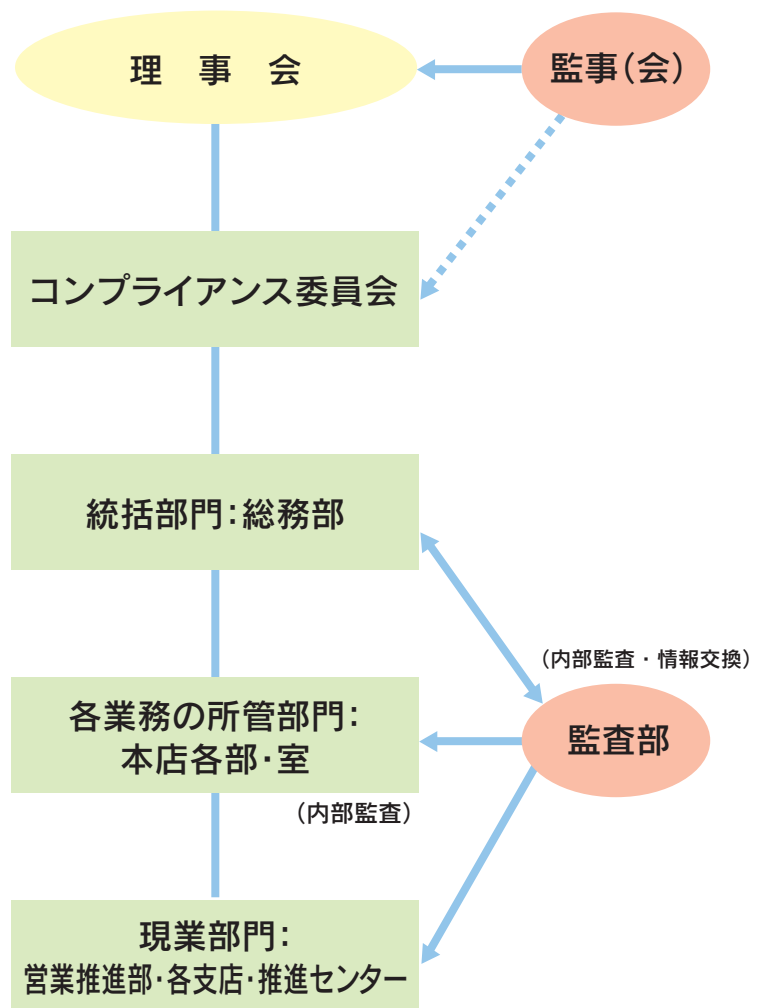
4. 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って、排除の姿勢を堅持する。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を構築する。

コンプライアンス態勢図



注) 統括部門(総務部)、各業務の所管部門(本店各部・室)、現業部門(各支店・推進センター)にコンプライアンス責任者・担当者を設置

リスク管理態勢

今日の金融機関は信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の様々なリスクを抱えており、その適切な管理の必要性がますます高まっております。

当会では、事業運営を計画的に遂行し、安定的な収益性の確保に努めるとともに、適切なリスク管理を図るため「リスク管理態勢の整備・確立にかかる基本方針」を定め、諸リスクごとのマニュアル類を整備し、リスクの種類に応じた適切な管理に努めております。

また、体制面では、独立した内部監査部門が行う内部監査（定例・随時）において、リスク管理態勢の適切性等の検証を行っております。

信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失（主に貸出金等の元本や利息の回収が困難となること。）し、損失を被るリスクのことです。

当会では、各業務規程に基づき日常の事務を遂行するとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努め、貸出審査にあたっては、「クレジットポリシー」、「審査の方針」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性等を十分に審査し、信用リスク管理を徹底しております。

また、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要領」等に基づき適正な資産査定を行っております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要素の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会では、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、「余裕金運用にかかるリスク管理要領」に基づく「資金運用協議会」を設置し、原則として月1回（必要に応じ随時）開催することにより、資金運用実績や運用方針・計画等の検討・協議を行い、安全性・流動性に留意した余裕金運用に努めております。

また、ALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況を総合的に管理しながら、資金の調達・運用の最適化を図っております。

流動性リスク管理・危機管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる等のため損失を被るリスク（資金繰りリスク）などをいいます。

「危機管理」とは、災害や犯罪などが発生した場合の適切な顧客対応の実施や早急な復旧・平常業務体制への復帰に向けた対応策を策定し、不測の事態に備えることです。

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達に関する資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、「事業継続計画」等を制定するほか、「不祥事対応・未然防止マニュアル」を策定し、貯払資金手当を含む対応等の徹底に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクを除いたその他のリスク（事務リスク・システムリスク等）を「オペレーショナル・リスク」と認識し、日常の管理に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクの発生予防対応として、内部監査（年1回以上）、各部門・支店・推進センターにおける週1回以上の自主点検等を行っており、事故防止、事務能力向上に日々努めております。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、当会の本店・支店・推進センターを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しております。

個人情報保護に向けた取組み

当会は、会員等利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識しております。

個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護に関する関係法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）等に定められた義務を誠実に遵守します。

利益相反管理に向けた取組み

近年、金融・証券・保険業の垣根を越えた総合的なサービスの提供による業務の拡大、複雑化に伴い、利用者との取引において利益相反となる事例が発生しています。

これに伴い金融機関には、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引等の行為を単に禁止するのみではなく、行為を管理する体制を整備し、自己責任に基づき、これまで以上に厳しい規律付けをもって内部統制を行うことが求められています。

当会では、「利益相反管理方針」を定め、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するとともに業務運営の手続きを定めた内部規則として「利益相反管理規程」を定め、取引の特定・管理方法等、利益相反を一元的に管理しております。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めております。

マネー・ローンダリング等防止に向けた取組み

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の未然防止は、金融システムの健全性を維持する観点から重要な取組みであります。

当会では、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定めて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービス濫用の防止とあわせて、反社会的勢力等との取引排除に取り組んでおります。

金融ADR制度への対応

金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うために、金融ADR制度が導入されました。

同制度の導入にあわせて、当会では以下のとおり、苦情・紛争対応のための態勢を整えるとともに、JFマリンバンク相談所を通じた紛争解決のための枠組み等を設けています。

1. 苦情処理措置の内容について

当会においては、利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、ご相談・苦情等責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の解決に努めます。

受付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用致します。

2. 紛争解決措置の内容について

苦情などのお申し出については、当会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営改善のための取組み

中小漁業者等の事業実施に必要な資金需要に適切に対応するとともに、新規融資を含む積極的な資金供給に努めております。

また、より一層の適切かつ積極的な金融仲介機能発揮にも取り組んでおります。

1. 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置付けております。

また、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、金融円滑化の趣旨並びに「経営者保証に関するガイドライン」等を尊重した柔軟な対応に努めて参ります。

2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会は、前述の取組みを円滑に取り進めるため「金融円滑化にかかる基本方針」等の関係規程類の整備に加え、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」等を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

経営相談、経営改善のサポートを必要とされる漁業者等のみなさまに対しては、経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営に関する助言や必要に応じて関係機関と連携する等の支援について真摯に取り組んでおります。

貸出運営方針

当会は、漁業協同組合を基本構成員とする協同組織の金融機関として、漁協に金融上の便益を提供することによって、漁協とその構成員である漁業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命としております。

また、水産業の専門金融機関として、水産業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化等に寄与するよう取組んでおります。

与信の基本原則

当会は、漁協と一体となって組合員等利用者の金融ニーズに応え、また系統信用事業の安定性・健全性を維持しつつ、その資金の地域社会への還元を通して地域社会の発展に寄与するとともに、収益を所属団体等に還元することを重要な役割と認識し、貸出をはじめすべての与信にかかる基本原則等としてクレジットポリシーを定めております。与信を行うにあたっては、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとしています。

1. 法令等の遵守

水産業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や定款及び諸規定を遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。

2. 健全な与信

当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。

3. 与信の審査

取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。

4. 効果的な与信

取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。

5. 流動性の配慮

資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。

4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。

5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

役員等の報酬体系

役員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	70	18

(注1) 対象役員は、理事15名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

◇対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

地域の活性化に関する取組み

浜の活動を支える協同の心

当会は、水産業協同組合法の目的に基づき、協同組合運動を支える組織活動や教育活動に力を注ぎ、特に信用事業の発展に向け活動しているマリンバンク推進委員への研修・活動支援に努めております。さらに浜のリーダーの育成に力を注ぐとともに、漁協女性部・青年部活動にも積極的に参画することで人づくりと地域の活性化を進めております。



社会貢献活動 (CSR)

海の子応援マリンちゃん定期契約実績の一定割合を社会貢献として、「海の子作品展」参加小中学校に図書カードを贈呈しました。

社会貢献額 294万円

対象学校数 147校



マリンバンク推進委員会

全道の浜には、協同運動に情熱をもった2,003名のマリンバンク推進委員がおり、貯蓄・融資の推進や浜の相談役として活躍しています。さらに、推進委員はさまざまな浜の声を漁協運営に反映させるため、常会活動も行っています。

女性部・青年部

お魚殖やす植樹運動、浜のおかあさん料理教室や漁業の現場を紹介する出前授業など様々な活動を通じ、環境保全や魚食・食育の普及に努め、漁協事業を支えています。

女性部員数 6,133名

青年部員数 2,378名



年金友の会

現在の基礎を築いてくれた先輩たちに感謝し、生きがいのある老後を送ってもらうのが友の会の大きな目的です。

友の会会員数

全道50漁協 83友の会 7,838名

協同運動を支える教育・組織活動にマリンバンク信漁連は大きな力を注いでいます。

トピックス①

春・JF女性連 特別運動の展開

令和2年6月

新型コロナウイルスの感染リスクに配慮し、これまでの「春・JF女性連ふれあい運動」から名称を変更して運動を展開し、重点推進項目の積立貯金は33,353口（5千円／1口）の実績となりました。

また、女性部月掛貯金の取扱拡大にも力を入れており、令和2年度は、利用率が50.4%、運動期間中の月掛貯金純増額は135百万円の実績となりました。



第61回 全道漁協みな貯金運動の展開

令和2年9月～10月

協同運動の原点である「相互扶助」の思いを込め、「心と力」を漁協に集める運動に取り組みました。各地区工夫を凝らした推進を行った結果、マリンちゃん定期は148億円の実績となりました。



トピックス②

リース事業への取組

リース事業においては、リース事業体である一般社団法人 北海道漁船リースおよび北海道水産業成長産業化審査会の事業運営の支援について、行政・系統一丸となって取組み、漁業者の生産基盤確立に努めました。



北海道マリンバンクのキャラクター



「マリンちゃん」は、ギリシア神話の海の神様、ポセイどんの子供です。
(お馴染みのマリンちゃん、貯蓄担当です。)



協同組合運動や報徳(二宮金次郎の教え)を浜の皆さんに広めていきます。
(指導・教育担当キャラクターです。)



浜と浜に生きる人を守る海の神様「ポセイどん」。
マリンちゃんのお父さんです。
(融資担当キャラクターです。)

事業の御案内

マリバンクはどなたでもご利用いただける金融機関です。



キャッシュカード



マリカード (VISA)



マリクレジット (VISA)

貯金業務

総合口座、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金をはじめとする各種貯金のほか、主に特別貯蓄運動時には、特典付き商品も御用意しております。

また、キャッシュサービスは、道内はもちろん全国のMICS提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用いただけます。

より安全に御利用いただくために、ICチップ搭載型キャッシュカードへの切り替えを推進しております。

融資業務

漁業関連融資をはじめ、地方公共団体や漁業の発展に寄与する企業向け融資、個人向け各種生活関連ローンなど、会員漁協とも連携した新規融資開拓と保証機関の活用等による健全な貸出しの伸張に積極的に取り組んでおります。

また、株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)や独立行政法人住宅金融支援機構などの受託貸付業務も取り扱いしております。

相談・研修・指導業務

「マリバンクセミナー(漁協信用部職員研修制度)」を活用し、金融業務の高度化とコンプライアンス態勢の強化に対応するための漁協職員研修(通信研修受講・各種検定試験の受験・集合研修開催)を実施しております。

また、金融法務・税務・年金等の相談対応や実務研修会の開催等により、ライフプランの実現や人材育成に向けた取り組みを行っております。

商品・サービスの御案内

多様化するお客様のニーズにこたえるため、マリバンクの特性を生かした、きめ細かなサービスを提供しております。

給与振込	給料やボーナスが会社などから直接お客様の貯金口座に振り込まれます。
各種年金のお受取り	国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金などがお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動振替	電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ国税、道税、高校授業料、国民年金掛金などお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
キャッシュサービス	全国漁協・信漁連のキャッシュカードのほか「MICS全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関やゆうちょ銀行のキャッシュカードも御利用できます。 また、全国漁協・信漁連のキャッシュカードは、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用頂けます。
クレジットカード	マリバンクの「マリカード」、「マリクレジットカード」はショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つで、国内はもちろん海外の加盟店でも御利用頂ける便利なカードです。
デビットカードサービス	ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお手持ちのキャッシュカードを使い、貯金残高の範囲内で買い物ができます。
JFマリネットバンク	インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが原則24時間365日いつでも御利用可能です。また、マルチペイメントネットワークサービスによる料金等の収納(ペイジー)も取扱っております。

※各サービスに関して御不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。
 ※自動振替サービスのうちクレジット会社によってはお取扱できないものもあります。
 ※クレジットカードを御利用の際は、カード発行会社による入会審査があります。
 ※JFマリネットバンクを御利用の際は、最寄の当会店舗に一度御来店していただく必要があります。

貯金の種類(マリンバンク漁協、マリンバンク北海道信漁連で扱う主な貯金)

種類	期間	最低預入金	特色
当座貯金	定めなし	1円	
普通貯金	定めなし	1円	・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
決済用貯金	定めなし	1円	・貯金保険制度に基づき全額保護対象となります。 ・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 ・利息は付きませんので税金はかかりません。
通知貯金	7日以上	5万円	・個人のはマル優の取扱いができます。
スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円	・個人のはマル優の取扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
定期積金	6ヵ月以上 7年以内	100円	・普通貯金等からの自動振替による受入れができます。 ・個人の期間が6ヵ月以上のものは、総合口座の担保とすることができます。
積立定期貯金	継続式 定めなし 目標日指定1年以上10年以内	積立1回当たり 100円以上 300万円未満	・個人のはマル優の取扱いができます。 ・普通貯金からの自動振替による預入れができます。
期日指定定期貯金	3年	100円以上 300万円未満	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。

(注)マル優を御利用できる方は、①遺族基礎年金を受けている方②寡婦年金を受けている方③身体障害者手帳の交付を受けている方などです。御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。
(注)貯金に関しては、貯金規定集の内容を御確認いただき、御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

貸出金の種類(マリンバンク漁協、マリンバンク北海道信漁連で扱う主な貸出金)

	種類	資金用途	期間	貸付限度
漁業関連	活力資金	生産力増強のため、漁協・生産者ならびに担い手等の設備投資などに対応。制度資金では対応できない設備、赤字補てんにも対応	所定期間	事業費の100%、長期運転資金は2,000万円、短期資金は漁業規模に応じて2,300万円から5,000万円(漁業振興資金残高含む)
	災害資金	自然災害発生時の設備復旧・減収補てん・長期運転資金に対応	所定期間	事業費の100%、緊急資金は600万円
	リレー資金	財源が確定している場合の補助金・共済金・販売代金等のつなぎ資金	1年以内	支払確定財源の範囲内
生活関連	マイカーローン	自家用車関連の一切の費用、ディーラー等資金の乗替	機関保証なし：7年以内 ジャックス保証：6ヵ月以上10年以内 オリコ保証：10年以内	機関保証なし：500万円以内 ジャックス保証：10万円以上1,000万円以内 オリコ保証：10万円以上1,000万円以内
	マイホームローン	住宅関連資金	全国保証：2年以上35年以内 KHL保証：3年以上35年以内	全国保証：100万円以上5,000万円以内 KHL保証：10万円以上5,000万円以内
	教育ローン	①入学金等納付費用、受験、教材費、入学に伴う旅費等 ②敷金・権利金等の居住費用等 ※ジャックス保証は月々の住宅代等および新型教育ローン乗換は保証外	ジャックス保証：6ヵ月以上16年10ヵ月以内(元金据置期間を含む) オリコ保証：10年以内 (借換の場合は対象ローンの残存期間内)	ジャックス保証・オリコ保証：10万円以上500万円以内(医学部等は1,000万円以内)
漁業制度資金	漁業近代化資金	1号資金 漁船建造・取得又は改造	20年以内(機器単独取得10年以内)	・水産養殖業者(法人) 3億6,000万円 ・漁業(20t未満)、養殖業又は水産加工業のいずれか2つ以上営む者 3億6,000万円
		2号資金 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船等油水分給施設など	個人施設15年以内 共同施設20年以内	
		3号資金 漁場改良造成用機具、漁船用油水分給機具、水産種苗生産用機具など	個人施設7年以内 共同施設10年以内	
		4号資金 漁具、又は養殖用筏その他農林水産大臣が定めるもの	5年以内(大型定置網10年以内)	
		5号資金 水産動植物の種苗の購入又は育成 ・生育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの(指定水産動植物) ・知事が指定するもの(養殖・増殖に係るもの)	5年以内	
		6号資金 有線放送施設、有線放送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設など	20年以内	
		7号資金 1～6号以外で農林水産大臣の指定する資金	漁村給排水施設、特定漁家住宅、労働力確保は15年以内、初次的経営資金は5年以内、その他は12年以内、共同施設は15年以内	
漁業振興資金	一般資金 漁業者の着業資金、資源管理型漁業の促進・省経費型漁業への移行などに要する経費、経営安定型漁業の確立に要するもの 特別資金 災害対策に要する経費、クロマグロ漁獲管理を行うために必要な経費 新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費	1年以内	・一般資金 500万円(特認限度は800万円、但し秋鮭定置は2,000万円) ・特別資金 500万円(新型コロナウイルス対策800万円)	
水産加工振興資金	原魚・加工資材共同購入・製品共同販売、秋鮭加工促進・ほたてがい加工促進資金	1年以内	1対象者当たり 7,000万円(原魚・加工資材・製品) 1対象者当たり 1億2,000万円(秋鮭・ほたてがい) ※上記限度額は平残額	

手数料一覧

為替に関する手数料

(注)以下の手数料には消費税(10%)が含まれております。

項目・区分		当会同一店宛	当会本支店宛	他行宛		
振込手数料	窓口利用	3万円未満	220円	220円	660円	
		3万円以上	440円	440円	880円	
	自動機利用	現金	3万円未満	110円	110円	440円
			3万円以上	330円	330円	660円
		道内JFキャッシュカード利用	3万円未満	110円	110円	330円
			3万円以上	220円	220円	495円
		他行・他県キャッシュカード	3万円未満	110円	110円	440円
			3万円以上	330円	330円	660円
	JFマリンネットバンク(インターネットバンキング)利用	3万円未満	無料	110円	330円	
		3万円以上	無料	220円	495円	

両替業務手数料・大量硬貨入金手数料

合計枚数	手数料
1~20枚 (大量硬貨入金:1~300枚)	無料
21~100枚	110円
101~1,000枚 (大量硬貨入金:301~1,000枚)	330円
1,001~2,000枚	550円
2,001枚以上	上記金額に1,000枚毎に220円を加算

(注1)両替業務の枚数は硬貨・紙幣の合計となります。

(注2)左記手数料は、ご集金(ご集配)分も対象となります。

(注3)下記の両替につきましては、無料となります。

- ①記念硬貨の交換
- ②同一金種の新券への両替
- ③汚損した紙幣または貨幣の交換(同一金種に限る)

(注4)入金口座を当座性貯金とするものが徴収の対象となります。

融資関係手数料

項目	区分	手数料
全額繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件1件につき	5,500円
一部繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件1件における1回の取扱につき	3,300円
貸出条件変更	当初貸出期間1年以上のご融資案件における ・金利条件のご変更 ・借主様・保証人様のご変更 ・担保条件・物件のご変更 ・返済期間の延長 など	5,500円 返済期間延長の場合は11,000円

(注1)複数の資金について条件変更等をする場合は、資金毎に左記手数料を申受けます。

(注2)同一の資金について複数の条件変更等をする場合は、同時にお申出をいただいた場合に限り、より高い方のみの左記手数料を申受けます。

その他諸手数料

項目	区分	手数料
通帳・証書・ICキャッシュカードの再発行手数料	1枚(1冊)につき	1,100円
残高証明書発行手数料	1通につき	所定様式 550円 手作業発行 1,100円 監査法人発行 3,300円
取引履歴明細書発行手数料	1通につき	550円

(注1)通帳・証書・キャッシュカードの再発行については、盗難・災害・婚姻等による名義変更、故意ではない破損等は原則として手数料を徴収しません。

当会の組織

会 員

	令和2年3月末	令和3年3月末
正会員	81	81
准会員	13	13
計	94	94

役員 の 状 況 (令和3年3月末現在)

役 職 名	常 勤 非常勤	勤 働 の別	氏 名	備 考
代表 理 事 会 長	非 常	勤 働	深 山 和 彦	員 外
代表 理 事 副 会 長	非 常	勤 働	藤 原 隆 幸	
副 会 長 理 事	非 常	勤 働	亀 田 元 吉	員 外
〃	〃	〃	室 村 河 康	
代 表 理 事 専 務 理 事	常 勤	勤 働	三 須 丹 野 勝 雅	員 外
代 表 理 事 常 務 理 事	非 常	勤 働	須 丹 野 勝 雅	
〃	〃	〃	花 田 英 一	〃
〃	〃	〃	佐 々 木 治 善	
〃	〃	〃	石 井 善 一 広	〃

役 職 名	常 勤 非常勤	勤 働 の別	氏 名	備 考
理 事	非 常	勤 働	高 橋 敏 二	〃
〃	〃	〃	須 永 忠 一	
〃	〃	〃	金 井 関 新	員 外
代 表 監 事	非 常	勤 働	秋 渡 森 辺 一 介	
〃	非 常	勤 働	柴 田 良 一	〃
〃	〃	〃	吉 原 美 智 世	

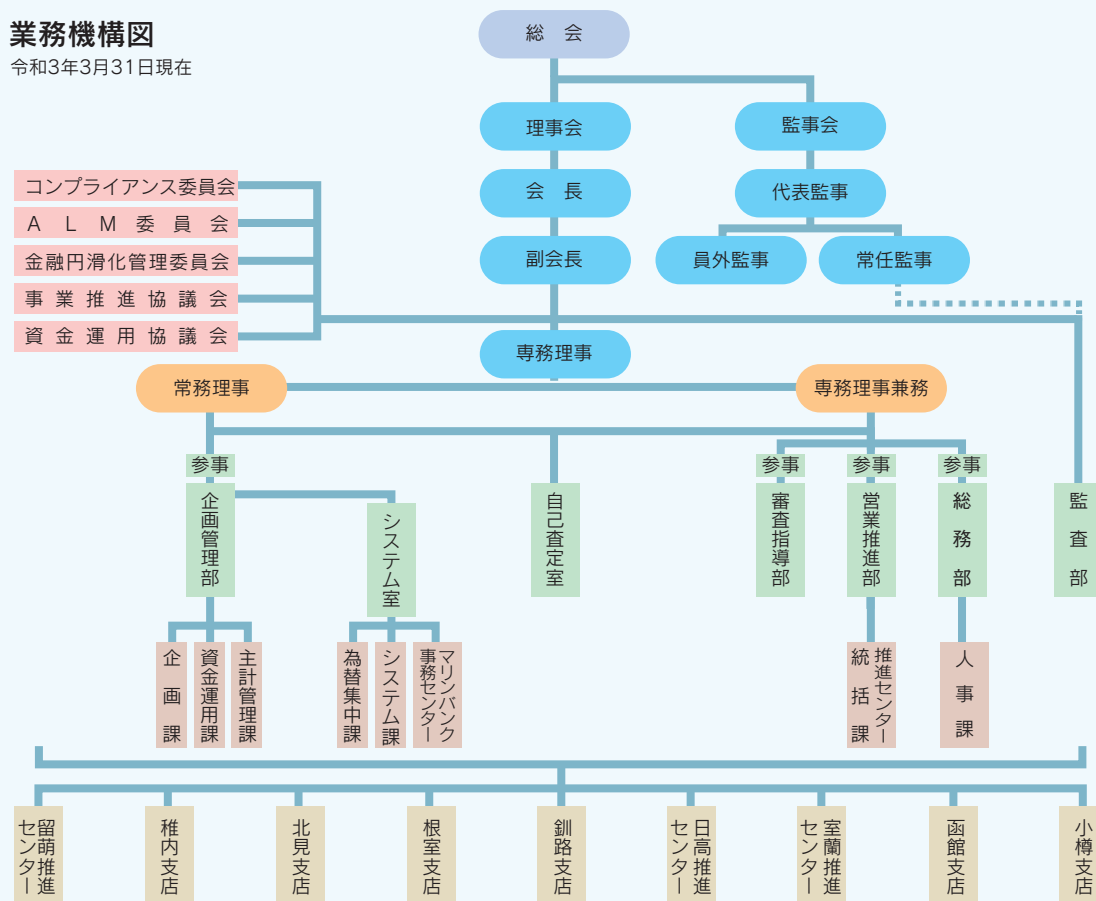
職 員 の 状 況

(単位：人)

区 分	令和2年3月末	本年度増加	本年度減少	令和3年3月末
参 事	4	0	0	4
男 性 職 員	69	3	2	70
女 性 職 員	63	10	3	70
嘱 託・常 務 員	17	10	9	18
合 計 (うち 出 向 者)	153 (8)	23 (3)	14 (1)	162 (10)

業 務 機 構 図

令和3年3月31日現在



沿革・歩み

昭和24年(1949) 10月
 昭和32年(1957) 10月
 昭和34年(1959) 12月
 昭和37年(1962) 2月
 昭和38年(1963) 9月
 昭和40年(1965) 6月
 昭和45年(1970) 1月
 昭和47年(1972) 11月
 昭和49年(1974) 6月
 昭和54年(1979) 2月
 昭和57年(1982) 2月
 昭和60年(1985) 9月
 平成元年(1989) 11月
 平成2年(1990) 8月
 平成2年(1990) 10月
 平成2年(1990) 10月
 平成5年(1993) 11月
 平成8年(1996) 5月
 平成9年(1997) 5月

北海道信用漁業協同組合連合会設立
 (会員122漁協、役員27名、職員34名)
 第1回一日皆貯金運動実施
 農林中央金庫の業務代理開始
 第1回漁協貯蓄推進実行委員全道大会開催
 農林漁業金融金庫の業務代理開始
 住宅金融金庫の業務代理開始
 北海道収納代理店指定金融機関認可
 (本会本支所11店舗、漁協62店舗)
 全国漁協信用事業相互援助基金の加入契約
 稚内EDPS推進センター開所により管内7単協
 とのオンラインシステム完成
 全国銀行データ通信システム加盟により
 為替オンラインシステム稼働
 貯金オンラインシステム稼働
 CD(現金自動支払機)設置
 全道漁協オンラインシステム開通
 (株)北海道エムビーエス設立(子会社)
 HCS(北海道キャッシュサービス)提携開始
 本店・支店へ呼称変更
 全国漁協貯金ネットサービス開始
 第3次オンラインシステム稼働
 農協系統貯金ネット提携開始



平成10年(1998) 10月
 平成11年(1999) 6月
 平成12年(2000) 5月
 平成13年(2001) 7月
 平成13年(2001) 11月
 平成14年(2002) 7月
 平成14年(2002) 12月
 平成16年(2004) 1月
 平成16年(2004) 1月
 平成16年(2004) 12月
 平成17年(2005) 11月
 平成19年(2007) 5月
 平成20年(2008) 5月
 平成21年(2009)
 6月~12月
 平成22年(2010) 3月
 平成24年(2012) 11月
 平成25年(2013) 6月
 平成25年(2013) 11月
 平成27年(2015) 3月
 平成28年(2016) 7月
 平成30年(2018) 2月
 令和元年(2019) 11月

MICS(全国キャッシュサービス)提携開始
 中小企業信用保証制度加入
 郵貯とのCD・ATM提携開始
 デビットカード取扱開始
 (株)北海道エムビーエス(子会社)を
 (株)北海道マリンバンクサービスに名称変更
 JFマリンネットバンク開始
 北海道マリンバンク保証(株)設立(子会社)
 全国漁協オンラインシステムとの統合
 マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
 決済用貯金取扱開始
 セブン銀行とのATM提携開始
 留萌支店を推進センター化
 室蘭支店・日高支店を推進センター化
 第50回全道漁協みな貯金運動の展開
 北海道マリンバンク保証(株)(子会社)
 を初期の目的達成のため解散
 マリンバンク事務センター設立・
 漁協為替OCRシステム稼働
 KHL(協同住宅ローン(株))保証付住宅ローンの取扱開始
 コンビニATM2社(ローソン・E-net)との提携開始
 年度末初の貯金残高6千億円を達成
 (一社)北海道漁船リース設立
 第50回記念マリンバンク推進委員全道大会の開催
 ATMによる即時振込時間の延長(モアタイム)開始